

横浜市防災計画「風水害等対策編」の修正について

横浜市防災計画は「風水害等対策編」、「震災対策編」及び「都市災害対策編」の3編で構成されており、毎年必要に応じて見直しを行っています。今年度は、関係法令等の改正や前回修正以降の風水害対策の取組等を踏まえ、「風水害等対策編」を修正します。

1 防災計画修正の背景

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨や平成 28 年 8 月に北海道・東北地方を襲った台風 10 号等の一連の台風では、住民の逃げ遅れや家屋の浸水により甚大な被害が発生しました。このため「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」を実現するために水防法等の一部が改正されました。また、この法改正に先立ち避難勧告等に関するガイドラインの改定が実施されました。

(1) 水防法等の一部改正（平成 29 年 6 月）

- ・ 対象施設に対する避難確保計画の作成・報告と訓練の義務化
- ・ 大規模氾濫減災協議会の創設 等

(2) 避難勧告等に関するガイドラインの改定（平成 29 年 1 月）

- ・ 避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供 等

2 横浜市防災計画「風水害等対策編」の主な修正内容

上記の法改正等を次のとおり防災計画に反映します。

(1) 水防法等の一部改正を踏まえた要援護者対策

- ・ 洪水又は土砂災害のリスクが高い地域における高齢者施設などの要援護者施設に対し、円滑で迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた「避難確保計画の作成・報告」を義務化
- ・ 避難確保計画に基づく「訓練の実施」を義務化
(防災計画第 2 部「災害予防計画」 第 6 章「災害に強い地域づくり」に反映)

(2) 避難情報の名称変更

- ・ 高齢者等の要援護者が避難を開始する段階であることなどを明確化

変更前	変更後
避難準備情報	避難準備・高齢者等避難開始
避難指示	避難指示（緊急）

(防災計画第 3 部「応急対策」 第 13 章「避難と受入れ」に反映)

(3) その他の風水害対策の取組等の反映	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害特別警戒区域の指定 南区（138 か所）及び磯子区（98 か所） ・ 大規模氾濫減災協議会の設置 国土交通省京浜河川事務所、横浜地方気象台、県、市町村等が「多摩川・鶴見川・相模川流域大規模氾濫減災協議会」、「神奈川県大規模氾濫減災協議会」を通じて連携協力し、「水防災意識社会」を再構築するためにハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進・実施 ・ 文言の整理 「緊急的な避難場所」→「安全な場所」 「屋内での退避」→「屋内安全確保」 など 	

3 市民意見募集の実施について

募集期間	平成 30 年 10 月 1 日(月)～平成 30 年 11 月 2 日(金)	
実施結果	意見数 37 件	
主な意見 (要旨)	避難確保 計画関連	<ul style="list-style-type: none"> ■ 要援護者施設の避難確保計画に関して、内容が適切かチェックすべきではないか。 また、未提出の施設には計画作成をサポートしてほしい。
	避難勧告関連	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難情報などの情報発信とともに、その後、どのように行動すべきか更に分かりやすく説明してほしい。
	要 望	<ul style="list-style-type: none"> ■ 風水害の影響や被害などを更に分かりやすく案内してほしい。 ■ 市民が適切な避難を実施し、備蓄の準備をできるよう更に啓発してほしい。

4 今後のスケジュール

31 年 1 月	横浜市防災会議で修正案を審議
4 月	新計画運用開始（予定）